

○厚生労働省令第百六十三号

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第十四条第三項及び第四項並びに毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）第三十七条、第四十条の五第二項第一号及び第四十条の六第二項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十六日

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

厚生労働大臣 武見 敬三

第一条 毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
（情報通信の技術を利用する方法） 第十二条の二の二 法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次のとおりとする。 一 （略） 二 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 2・3 （略） 第十二条の二の三 法第十四条第四項に規定する厚生労働省令で定める電磁的記録は、前条第一項第一号に掲げる電子情報処理組織を使用する方法により記録されたもの又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録されたものをいう。 （情報通信の技術を利用する方法） 第十三条の八 令四十条の六第二項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次のとおりとする。 一 （略） 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 2・3 （略） 第十三条の十一 令四十条の九第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による情報の提供は、次の各号のいずれかに該当する方法により、邦文で行わなければならない。 一 （略） 二 電磁的記録媒体の交付、電子メールの送信又は当該情報が記載されたホームページのホームページアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）及び当該ホームページの閲覧を求める旨の伝達 （電子情報処理組織による事務の取扱い） 第十九条 都道府県知事（販売業については保健所を設置する市の市長及び特別区の区長を含む。次項において同じ。）は、毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録及び登録の更新に関する事務（次項において「登録等の事務」という。）の全部又は一部を電子情報処理組織によつて取り扱うことができる。この場合においては、登録簿は、電磁的記録媒体に記録し、これをもつて調製する。 2 （略）			（情報通信の技術を利用する方法） 第十二条の二の二 法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次のとおりとする。 一 （略） 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 2・3 （略） 第十二条の二の三 法第十四条第四項に規定する厚生労働省令で定める電磁的記録は、前条第一項第一号に掲げる電子情報処理組織を使用する方法又は同項第二号に規定する磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により記録されたものをいう。 （情報通信の技術を利用する方法） 第十三条の八 令四十条の六第二項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次のとおりとする。 一 （略） 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 2・3 （略） 第十三条の十一 令四十条の九第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による情報の提供は、次の各号のいずれかに該当する方法により、邦文で行わなければならない。 一 （略） 二 磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体の交付、電子メールの送信又は当該情報が記載されたホームページのホームページアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）及び当該ホームページの閲覧を求める旨の伝達 （電子情報処理組織による事務の取扱い） 第十九条 都道府県知事（販売業については保健所を設置する市の市長及び特別区の区長を含む。次項において同じ。）は、毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録及び登録の更新に関する事務（次項において「登録等の事務」という。）の全部又は一部を電子情報処理組織によつて取り扱うことができる。この場合においては、登録簿は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）に記録し、これをもつて調製する。 2 （略）		

(電磁的記録媒体による手続)
第二十條 次の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる書類の提出(特定毒物研究者に係るものを除く。)については、これらの書類の各欄に掲げる事項を記録した電磁的記録媒体を提出する方法又は電子情報処理組織を使用する方法によつて行うことができる。

(略)

(削る)

(削る)

(電磁的記録媒体に貼り付ける書面)

第二十一條 第二十條の電磁的記録媒体には、次に掲げる事項を記載し、又は記載した書面を貼り付けなければならない。

一・二 (略)

第二十二條 (略)

第二條 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

(交替して運転する者の同乗)

第十三條の四 令第四十條の五第二項第一号の規定により交替して運転する者を同乗させなければならない場合は、運搬の経路、交通事情、自然条件その他の条件から判断して、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合とする。

一 一の運転者による連続運転時間(一回がおおむね連続十分以上で、かつ、合計が三十分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。以下この号において同じ。)が、四時間(高速自動車国道(高速自動車国道法(昭和三十一年法律第七十九号)第四条第一項の高速自動車国道をいう。)又は自動車専用道路(道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十八條の第二項若しくは第二項の規定により指定を受けた道路をいう。)のサービスエリア又はパーキングエリア(道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第七条第十三号又は高速自動車国道法第十一條第二号に定める施設をいう。)等に駐車又は停車できないため、やむを得ず一の運転者による連続運転時間が四時間を超える場合にあつては、四時間三十分)を超える場合

二 一の運転者による運転時間が、二日(始業時刻から起算して四十八時間をいう。)を平均し一日当たり九時間を超える場合

附 則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二條の規定は、令和六年四月一日から施行する。

(フレキシブルディスクによる手続)

第二十條 次の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる書類の提出(特定毒物研究者に係るものを除く。)については、これらの書類の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク並びに申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行うことができる。

(略)

(フレキシブルディスクの構造)

第二十一條 前條のフレキシブルディスクは、日本産業規格X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

(フレキシブルディスクへの記録方式)

第二十二條 第二十條のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

一 トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五号に規定する方式

二 ポリウム及びファイル構成については、日本産業規格X六〇五号に規定する方式

(フレキシブルディスクに貼り付ける書面)

第二十三條 第二十條のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。

一・二 (略)

第二十四條 (略)

改 正 前

(傍線部分は改正部分)

(交替して運転する者の同乗)

第十三條の四 令第四十條の五第二項第一号の規定により交替して運転する者を同乗させなければならない場合は、運搬の経路、交通事情、自然条件その他の条件から判断して、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合とする。

一 一の運転者による連続運転時間(一回が連続十分以上で、かつ、合計が三十分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。)が、四時間を超える場合

二 一の運転者による運転時間が、一日当たり九時間を超える場合